

ID: 229

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	八頭町小規模集合排水処理施設整備事業分担金徴収条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第149号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収猶予) 第7条 町長は、受益者について災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるときは、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日